

栃木県環境保全型農業直接支払事業費補助金交付要領

制定	平成23年4月1日	経技第 49号
改正	平成23年11月25日	経技第 477号
改正	平成24年4月25日	経技第 64号
改正	平成27年4月10日	経技第 151号
改正	平成28年4月5日	経技第 139号
改正	平成29年4月10日	経技第 139号
改正	平成30年4月9日	経技第 129号
改正	令和2年4月6日	経技第 113号
改正	令和3年3月16日	経技第1105号
改正	令和3年4月1日	経技第 129号
改正	令和4年4月11日	経技第 195号
改正	令和5年4月5日	経技第 162号
改正	令和5年6月29日	経技第 426号

(趣旨)

第1条 県の交付する栃木県環境保全型農業直接支払事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、補助の対象である事務又は事業の内容、その交付率（額）及び交付の相手方は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
1 環境保全型農業直接支払交付金	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動等の環境保全型農業の発展を図る。	栃木県環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け経技第48号。以下「県実施要領」という。）に基づき市町が、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業を実施する農業者団体等に対し環境保全型農業直接支払交付金を交付するために必要な経費。	3 / 4 以内	市町
2 環境保全型農業直接支払推進交付金		市町が、県実施要領第3に基づいて行う事業に要する経費。	定 額	市町

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町が、規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところとする。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提 出 限
1 環境保全型農業直接支払交付金	栃木県環境保全型農業直接支払事業費補助金交付申請書（環境保全型農業直接支払交付金）	規則の別記様式第1	1	事業計画書 収支予算書	別記様式第1号	1	農業振興事務所長が別に定める日
2 環境保全型農業直接支払推進交付金					別記様式第3号		
					別記様式第2号 別記様式第3号	1	農業振興事務所長が別に定める日

(補助の条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更（第5条の軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ農業振興事務所長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめその理由を記載した書面により農業振興事務所長の承認を受けること。
- (3) 前2項に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとする場合は、(1)に準じて農業振興事務所長の承認を受けることができる。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により農業振興事務所長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 県実施要領に定める環境保全型農業直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払推進交付金は、それぞれ相互間の流用をしてはならない。

(軽微な変更)

第5条 前条(1)における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 交付金の増
- (2) 交付金の30%を超える減

(変更の承認)

第6条 第4条の(1)の規定に基づく、農業振興事務所長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第4号）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して農業振興事務所長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、規則第7条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から7日以内とする。

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
1 環境保全型農業直接支払交付金	栃木県環境保全型農業直接支払事業費補助金状況報告書（環境保全型農業直接支払交付金）	規則の別記様式第2	1	事業遂行状況報告書	別記様式第5号	1	農業振興事務所長が別に定める日
2 環境保全型農業直接支払推進交付金	栃木県環境保全型農業直接支払事業費補助金状況報告書（環境保全型農業直接支払推進交付金）						農業振興事務所長が別に定める日

2 前項のほか、農業振興事務所長は、必要に応じて市町から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
1 環境保全型農業直接支払交付金	栃木県環境保全型農業直接支払事業費補助金実績報告書(環境保全型農業直接支払交付金)	規則の別記様式第2	1	事業実績書	別記様式第1号	1	農業振興事務所長が別に定める日
2 環境保全型農業直接支払推進交付金	栃木県環境保全型農業直接支払事業費補助金実績報告書(環境保全型農業直接支払推進交付金)				別記様式第2号		1

(補助金の請求)

第10条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表のとおりとする。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
1 環境保全型農業直接支払交付金	栃木県環境保全型農業直接支払事業費補助金交付請求書(環境保全型農業直接支払交付金)	規則の別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写し 2 額の確定通知書の写し	1	農業振興事務所長が別に定める日
2 環境保全型農業直接支払推進交付金	栃木県環境保全型農業直接支払事業費補助金交付請求書(環境保全型農業直接支払推進交付金)					農業振興事務所長が別に定める日

2 規則第19条の規定により概算払を受けようとする場合は、参考様式によるものとする。

3 概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく農業者団体等に交付しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第24条第1項第2号の規定による知事が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(帳簿の整備等)

第12条 規則第23条に定める帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業終了の翌年度から起算して5年間とする。

2 前項に基づき作成、整理保管すべき帳簿、証拠書類のうち、電磁的記録により作成、整理保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

附則

- この要領は、平成23年4月1日から適用する。
改正後の要領は、平成23年11月25日から適用する。
ただし、先進的営農活動支援交付金については、平成23年度限りとする。
改正後の要領は、平成24年4月25日から適用する。
改正後の要領は、平成27年4月10日から適用する。
改正後の要領は、平成28年4月5日から適用する。
改正後の要領は、平成29年4月10日から適用する。
改正後の要領は、平成30年4月9日から適用する。
改正後の要領は、令和2年4月6日から適用する。
改正後の要領は、令和3年3月31日から適用する。
改正後の要領は、令和3年4月1日から適用する。

改正後の要領は、令和4年4月11日から適用する。

改正後の要領は、令和5年4月5日から適用する。

改正後の要領は、令和5年6月29日から適用する。

- 2 この要領は、令和7年3月31日でその効力を失う。
- 3 この要領及び栃木県農地・水保全管理支払事業費補助金交付要領（平成23年4月1日付け農振第63号）の制定に伴い、栃木県農地・水・環境保全向上対策費補助金交付要領（平成19年4月2日付け農振第193号）は廃止する。